議案第６９号

四万十町企業立地等促進条例について

四万十町企業立地等促進条例を次のように定める。

平成２９年１２月６日　提出

四万十町長　中尾　博憲

四万十町条例第　号

四万十町企業立地等促進条例

（目的）

第１条　この条例は、本町における企業立地を促進するため、事業者等に対し必要な措置を講じ、もって地域経済の活性化を図るとともに、町民生活の向上に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　事業者等　町内において町長が認める生産又はサービスの提供等の事業を実施し、又は実施しようとする事業者をいう。

（２）　事業用施設等　前号に規定する事業を実施するために必要な事業所又は工場などの施設及び設備をいう。

（３）　新設　町内に事業用施設等を有しない者が、町内に事業用施設等を設置することをいう。

（４）　増設　町内に事業用施設等を有する者が、事業用施設等を増設することをいう。

（５）　減価償却資産　所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第６条第１号から第７号まで又は法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 13 条第１号から第７号までに掲げる資産のうち、耐用年数が３年を超えるものをいう。

（６）　従業員　事業者等に常時雇用され、給与の支払を受ける者をいう。

（助成金の対象等）

第３条　町長は、第１条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業について、企業立地等助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内において交付することができる。

（１）　新設事業　一の事業用施設等でこれを構成する減価償却資産の取得価格の

合計額が 2,700 万円を超え、かつ、４人以上の従業員の雇用を伴う新設

（２） 増設事業　一の事業用施設等でこれを構成する減価償却資産の取得価格の合計額が 1,000 万円を超え、かつ、２人以上の新たな従業員の雇用を伴う増設

（助成金の対象者）

第４条　助成金の交付の対象となる事業者等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１） 事業用施設等を新設し、又は増設し、これを事業の用に供した者

（２） 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 143 条又は法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 121 条の規定による青色申告書を提出する者

（３） 四万十町固定資産税の課税免除に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 54 号）に該当する場合は、当該条例に基づく申請を行っている者

（助成金の額）

第５条　前２条の規定により交付する助成金の額は、新設又は増設に係る家屋及び償却資産並びに土地（取得の日から起算して１年以内に、当該土地を敷地とする事業用施設等の整備の着手があった土地に限る。）に対して課される固定資産税相当額を限度とする。

（助成期間等）

第６条　助成の期間は、事業用施設等を設置し、これを事業の用に供した日後最初に到来する当該固定資産税の納期の属する年度から起算して、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

（１） 新設の場合　３年間

（２） 増設の場合　２年間

（助成の取消し等）

第７条　町長は、当該助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消し、返還を命じるものとする。

（１） 事業を廃止し、若しくは休止したとき、又は休止の状況にあると認めるとき。

（２） 申請に偽りその他不正の行為があったとき。

（立地基盤整備）

第８条　町長は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うことができる。

（１） 事業用施設等の造成又はこれに伴う公共施設の整備

（２） 企業の立地環境の向上又は土地の有効活用を図るため、必要と認める地域における公共施設の整備

（便宜の供与）

第９条　町長は、産業の振興に寄与すると認めるときは、次に掲げる事項について便宜を供与することができる。

（１） 事業用施設等の用地の分譲若しくは貸与又はこれらのあっせんに関すること。

（２） 支援施設（設備を含む。）の貸与又はそのあっせんに関すること。

（３） 労働力の確保に関すること。
（４） 事業活動に必要な資料、情報及び調査研究結果等の提供に関すること。
（５） 従業員の福利厚生に関する指導及び助言に関すること。
（６） 地域総合整備資金貸付金等の融資制度その他この条例に基づく支援措置以外の制度に関する情報の提供に関すること。
（７） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

（委任）

第10条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

２　平成30年度が第６条に規定する期間の２年目又は３年目となる場合においては、同条の規定にかかわらず、当該年度を最初に到来する当該固定資産税の納期の属する年度とみなす。

３　この条例の施行の日前に、四万十町商工業振興条例（平成19年条例第34号）の適用を受け開始した事業については、なお従前の例による。